

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の奈良市税条例第 28 条第 1 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市税条例（抄）

（市民税の申告）

第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 55 年奈良市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第 3 条第 2 項第 1 号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同項第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 5 条第 4 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 6 項第 4 号中「氏 名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

第9条中「第5条第6項第4号から第7号まで」を「第5条第6項第4号から第8号まで」に改める。

第11条第1項第3号中「婚姻等により氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第12条第1項中「第5条第6項第4号から第7号まで」を「第5条第6項第4号から第8号まで」に改める。

（奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第3項中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削る。

（奈良市手数料条例の一部改正）

第3条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14の3項中「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において同条の規定による改正後の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録について、市長は、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、印鑑の登録の抹消について、印鑑の登録を受けている者にその旨通知するものとする。

- 3 施行日の前日において旧条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお新条例の規定により印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、市長は、施行日において職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(参考)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（抄）

(登録の資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者

第3条（登録印鑑）

2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。

- (1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 職業、商標その他氏名以外の事項を表しているもの

第5条（印鑑の登録）

4 市長は、登録申請者が自ら登録申請をした場合は、第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項の確認をすることができる。

- (2) 外国人登録証明書

6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (4) 氏 名

(登録事項の修正)

第9条 市長は、第5条第6項第4号から第7号までに掲げる印鑑登録原票の登録事項に変更があつたときは、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(3) 婚姻等により氏又は名の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）をしたとき。

(5) 外国人登録原票を他の市区町村に送付され、又は閉鎖されたとき。

（印鑑登録証明書の作成）

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに、当該印影の写しに相違ない旨及び第5条第6項第4号から第7号までに掲げる事項を記載し、電子計算機からの出力により作成する。

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び 証明に関する条例（抄）

第4条（登録の申請）

2 前項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者が本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されていないときは、同項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第7条（登録の廃止）

3 登録者が本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されていないときは、前項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

奈良市手数料条例（抄）

別表（第2条関係）

番号	名 称	事 務	金 額
14の 3	住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料	住民基本台帳法第30条の4第3項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	1枚につき 500円

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。第 6 項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第 5 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第 32 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 4 新規対象のうち、第 32 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 32 条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第 32 条の 4 第 2 項（第 1 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、こ

これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

- 6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

奈良市立看護専門学校の設置及び 管理に関する条例の制定について

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第 1 条 保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 5 条に規定する看護師を養成するため、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 4 条に規定する専修学校として、本市に看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市立看護専門学校	奈良市紀寺町 3 7 1 番地 2

(課程等)

第 3 条 学校の課程は、医療専門課程とし、学科の修業年限は、3 年とする。

(授業料等)

第 4 条 学校の授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 年額 3 6 0 , 0 0 0 円
- (2) 入学料 1 0 0 , 0 0 0 円
- (3) 入学考査料 2 0 , 0 0 0 円

2 次に掲げる者の授業料の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、その者が当該学年において現に在学した月数に応じて、同号に規定する授業料の年額を月割計算した額とする。

(1) 学年の中途において入学した者

(2) 退学し、又は休学した者

(授業料等の納付)

第5条 授業料は、前期分及び後期分に2等分し、前期分については4月1日から4月30日までに、後期分については10月1日から10月31日までに納付しなければならない。

2 入学料は、入学を許可した日から7日以内に納付しなければならない。

3 入学考査料は、入学願書に添えて納付しなければならない。

(証明手数料)

第6条 学校において、特に個人のために証明書を発行する場合は、証明手数料として1通につき300円を徴収する。ただし、法令の規定により取り扱うもの及び在校生の請求に係るものについては、この限りでない。

2 証明手数料は、証明書の交付を申請する際に納付しなければならない。

(授業料及び入学料の減免等)

第7条 市長は、特別の事情があると認めた者に対し、授業料及び入学料を減免し、又はこれらの額を分割して納付させることができる。

(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第4条第2項の規定を適用する場合（授業料に限る。）

(2) 市長が特別の事情があると認めた場合

(職員)

第9条 学校に校長その他必要な職員を置く。

(業務の委託)

第10条 学校の管理に関する業務のうち次に掲げる業務は、看護師を養成する学校に関する十分な実績を有する公共的団体で教育委員会が適当と認めるものに委託することができる。

(1) 教育の実施に関すること。

(2) その他教育委員会が定めること。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

奈良市土地開発公社定款の一部変更について

奈良市土地開発公社定款を次のとおり変更したいので、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市土地開発公社定款の一部を変更する定款

奈良市土地開発公社定款（昭和 49 年 3 月 28 日設立登記）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「取得、」を削る。

第 17 条第 1 項第 1 号中「取得、造成その他の」を削り、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は、同項第 2 号」を「前項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この定款の施行の際、現にこの定款による変更前の奈良市土地開発公社定款第 17 条第 1 項第 1 号ロの土地で、理事長が別に定めるものについては、公社は、平成 27 年 3 月 31 日までの間、これを管理し、又は処分することができる。

(参考)

奈良市土地開発公社定款（抄）

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、奈良市の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第17条 土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ロ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は、同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は、公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 3 3 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号に規定する第三セクター等改革推進債の起債について、次のとおり奈良県知事に許可の申請をするため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|----------|---|
| 1 起債の目的 | 奈良市土地開発公社借入金の債務保証に係る代位弁済に要する経費に充当するため |
| 2 起債の限度額 | 1 7 , 5 0 0 , 0 0 0 千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 起債の利率 | 5 . 0 %以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） |
| 5 償還の方法 | 2 0 年以内償還とする。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |

財産区有財産の処分について

次に掲げる財産区有財産を処分し、市の普通財産とするものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 物件の表示

所 在 地	地 目	公簿面積	実測面積
奈良市二条大路南三丁目 2 1 5 番 1	溜池	6， 1 1 5 m ²	6， 1 6 4． 6 4 m ²

反訴の提起について

本市は、公用車の交通事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり裁判所に反訴を提起する。

平成24年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 反訴を提起する相手方の住所及び氏名

██████████

2 反訴の要旨

平成24年1月9日午前11時頃、奈良市手貝町46番地先路上において発生した公用車が関係する交通事故について、本市が加入している全国市有物件災害共済会が示談折衝を行っていたが、相手方はこれに応じず、本市に対して相手方の車両の損害額等の支払いを求める訴えを提起したため、本市の損害額132,035円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求め反訴を提起する。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

反訴の提起について

本市は、中山泉ヶ丘街区公園の一部の所有権移転登記請求事件について、次のとおり裁判所に反訴を提起する。

平成24年6月12日提出

奈良市長 仲川元庸

1 反訴を提起する相手方の住所及び氏名

□ ☐ ☐

2 反訴の要旨

原告[]は奈良市を被告として、奈良地方裁判所へ、奈良市中山町200番109の土地の北東の一部約2.1㎡（以下「本件土地」という。）を原告が時効取得したとして、本件土地について所有権移転登記請求訴訟（以下「本訴」という。）を提起し、現在係争中である。

本訴において、原告が主張する本件土地の時効取得は認められず、かえって本訴原告は奈良市所有の本件土地を何らの権原なく占有していることから、本市は本訴原告を相手方として、所有権に基づき本件土地の明渡しを求め反訴を提起する。

3 訴訟遂行の方針

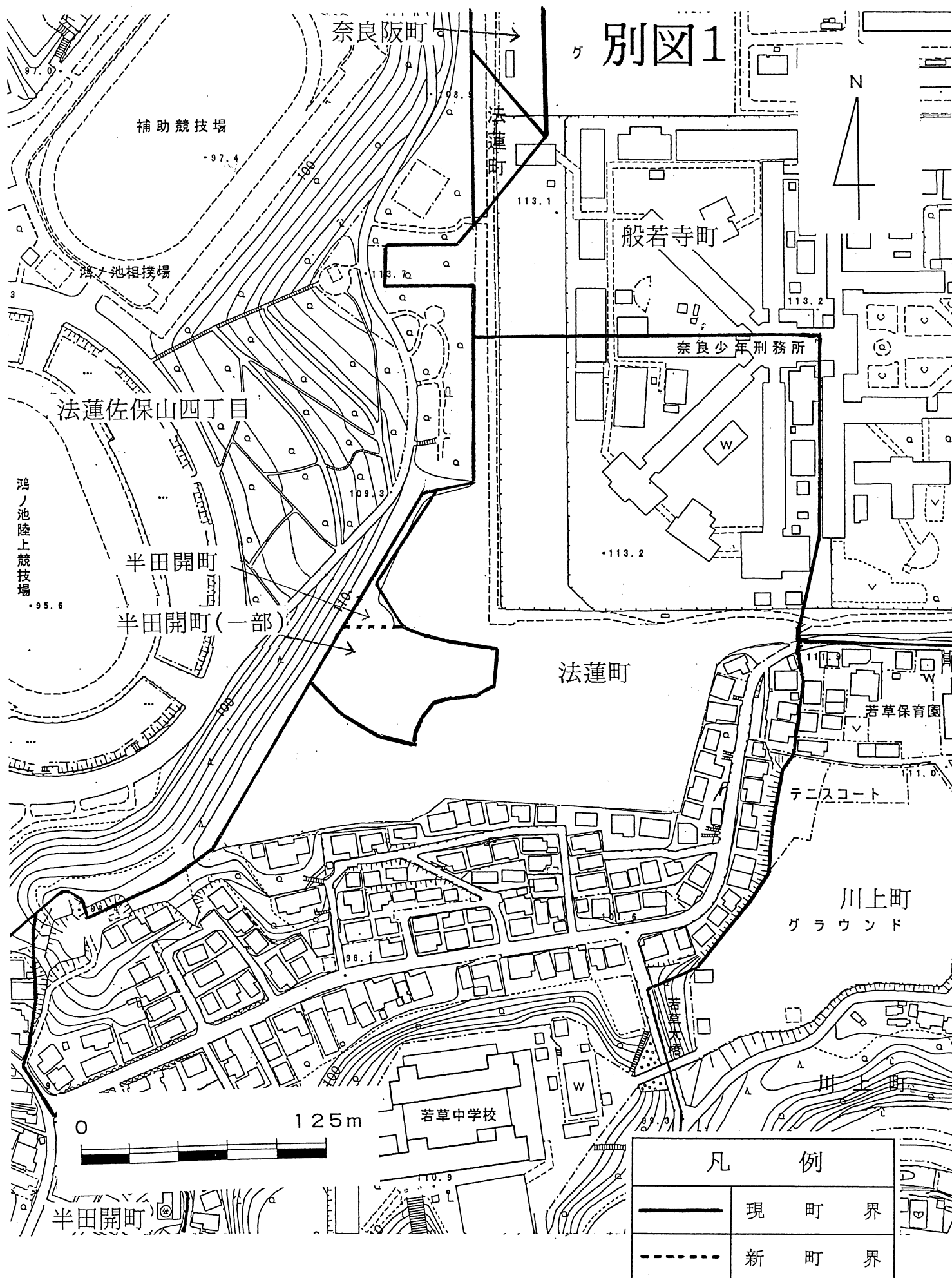
- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

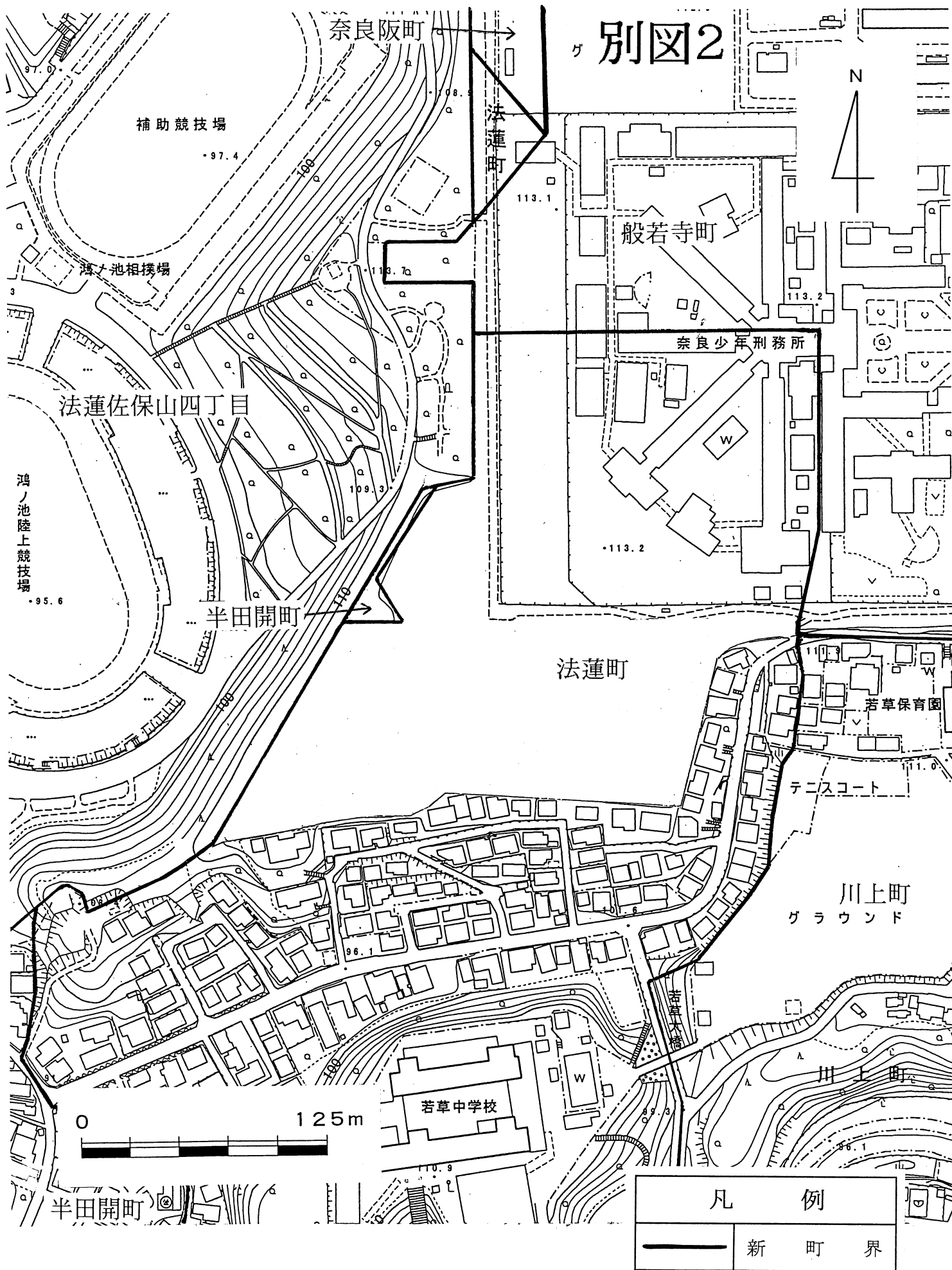
町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 24 年 8 月 1 日から本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸



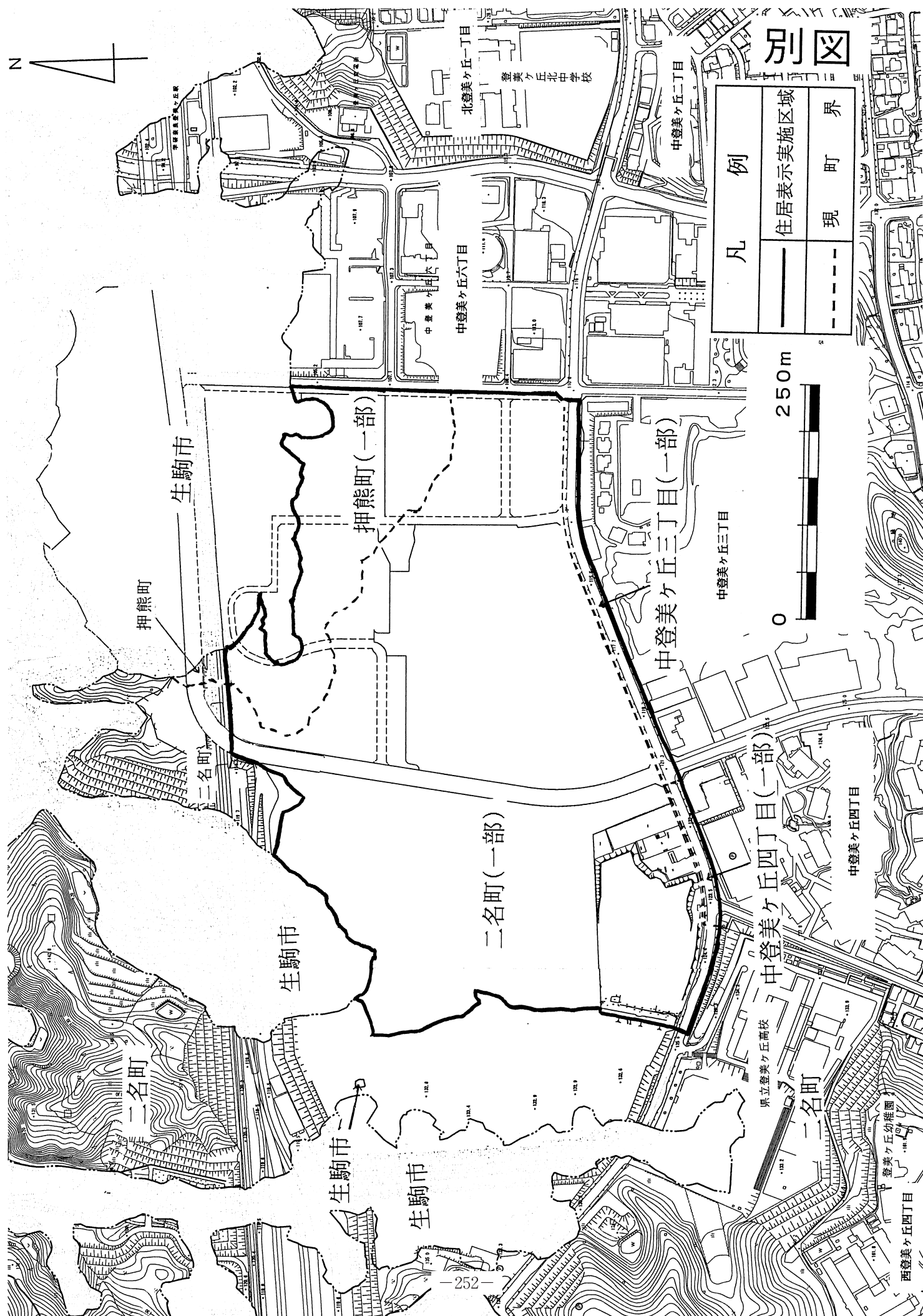


住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

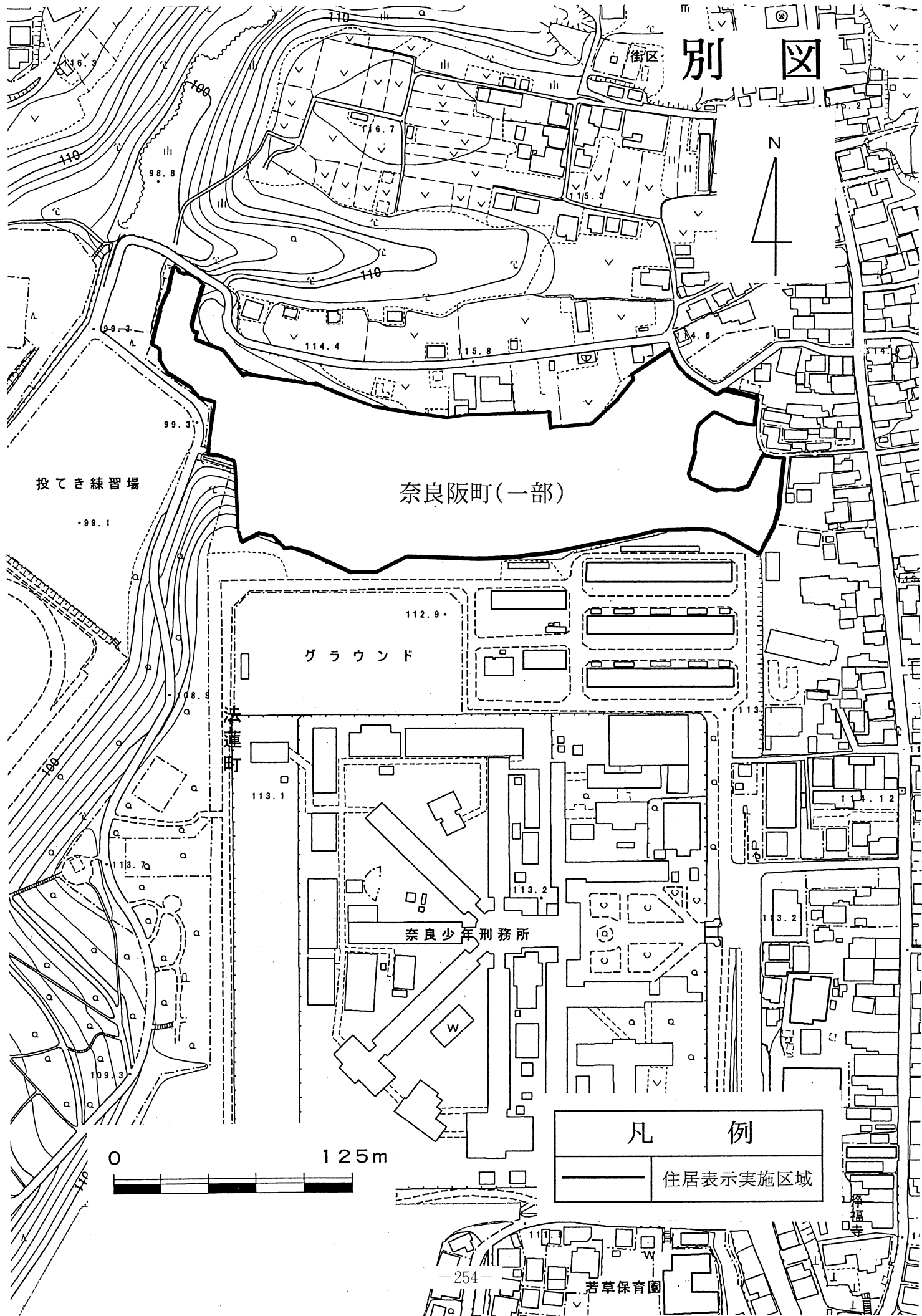


住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸



別図

奈良阪町(一部)

投てき練習場

99.1

グラウンド

112.9

法蓮町

113.1

奈良少年刑務所

113.2

0

125m

凡例

住居表示実施区域

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更したいので、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 10 日奈良県指令市町村第 1118 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の奈良県後期高齢者医療広域連合規約別表第 2 の規定は、平成 25 年度以後の関係市町村の負担金の額について適用し、平成 24 年度までの関係市町村の負担金の額については、なお従前の例による。

(参考)

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（抄）

別表第2（第17条関係）

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。